二　他の法人その他の団体の議決権の総数に対する自己の計算において保有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ　他の法人その他の団体の議決権の総数に対する自己保有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

(1)　自己の計算において保有している議決権

(2)　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が保有している議決権

(3)　自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権

(4)　自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が保有している議決権

ロ　他の法人その他の団体の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の法人その他の団体の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1)　自己（自然人であるものに限る。）

(2)　自己の役員

(3)　自己の業務を執行する社員

(4)　自己の使用人

(5)　(2)から(4)までに掲げる者であつた者

(6)　自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族

ハ　自己が他の法人その他の団体の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ　他の法人その他の団体の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。次号において同じ。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下このニ及び同号において同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ　その他自己が他の法人その他の団体の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三　他の法人その他の団体の議決権の総数に対する自己保有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を保有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合。この場合において、他の法人その他の団体が組合等であるときは、資金調達額の総額に対する自己が行う融資の額の割合を考慮しないものとする。

3　令第二条第十一項第一号に規定する外国投資家の関係者として主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）にあつては、次に掲げる者

イ　当該外国投資家（法人等（令第二条第二十二項第一号に規定する法人等をいう。以下同じ。）に限る。）の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいい、外国法人等（令第二条第一項第一号に規定する外国法人等をいう。次条第三項第十九号イ及び第二十号に

［①］　対内直接投資等に関する政令（以下「令」という。）第二条第十一項第一号に規定する外国投資家の関係者として主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）にあつては、次に掲げる者

イ　当該外国投資家（法人等（令第二条第十四項第二号に規定する法人等をいう。以下同じ。）に限る。）の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいい、外国法人等（令第二条第一項に規定する外国法人等をいう。第三条第二項において同じ。）にあつては、外国の